知っていますか？クーリング・オフ

クーリング･オフは、契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取り引きは主に下表のものです。ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

クーリング・オフできる取り引きとその内容

取引内容		期　間
訪問販売	キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールス	原則８日間
訪問購入（訪問買取）	業者が消費者の自宅を訪ねて商品の買い取りを行うもの	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	５万円を超えるエステ、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス　※エステは１カ月を超える、その他は２カ月を超えるもの	
連鎖販売取引	マルチ商法（ネットワークビジネスともいう）	原則20日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法など	

※期間は法定書面を受け取った日から起算します。

クーリング・オフ通知の書き方と注意点

▶クーリング･オフは必ず、はがきなど書面で通知しましょう。

▶簡易書留、特定記録郵便など記録が残る方法で送付しましょう。

▶クレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング･オフの書面を出しておきましょう。

▶書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

はがきで通知する際の記載例

表面

□□□-□□□□

○○県○○市
○○番○○号

株式会社○○
代表者　○○様

裏面

契約解除通知書

契約年月日　平成○年○月○日
書面受領日　平成○年○月○日
商品名　○○○○○
契約金額　金○○○円
販売者名　株式会社○○○

上記日付の契約を解除しますので、支払済の○○○○円を直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

平成○年○月○日
○市○町○番地　氏名○○○○

市長からのメッセージ

近年、消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化の進展、少子高齢化などにより大きく変化しており、従来からの悪質商法や多重債務問題のほか、インターネットの利用による架空請求や不当請求等の消費者トラブルが増加し、被害に遭われる方も若年層から高齢者までその幅が広がっております。

このように多様化、複雑化する消費者トラブルに対応するため、本市においては、平成19年１月に消費生活センターを開設し、専門の相談員が相談、助言などを行うとともに、広報津、ホームページ、出前講座の開催等による啓発活動に取り組んでいます。

今後とも、市民が信頼して相談できる体制の充実・強化を引き続き行うとともに、消費者トラブルを未然に防ぐため、警察署や防犯協会等の関係機関と連携した啓発活動を活発に行うなど、市民の皆様が安全で安心な消費生活を送れるよう、消費者行政の推進に取り組んでまいります。

津市長　前葉　泰幸